



発行  
東京都

目次

告示

○都市計画事業の認可……………

……………（都市整備局都市基盤部街路計画課）…

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………

……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…

告示

●東京都告示第千二百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年十二月四日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 大田区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画道路事業幹線街路補助線街路第三十四号線

三 事業施行期間 令和五年十二月四日から令和十二年

四 事業地

三月三十一日まで

収用の部分

大田区大森西六丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第千二百三十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和五年十二月四日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 都道千住小松川葛西沖線

二 指定する区間 葛飾区小菅一丁目十九番一地从先から同区堀切四丁目八百八十三番五地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり



公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に  
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八  
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る  
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり  
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和五年十二月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称) ベルク葛飾高砂店

二 店舗所在地 葛飾区細田三丁目九番一ほか

三 設置者名 東京スチール株式会社

四 意見

ア 聴取者 葛飾区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和五年十一月十六日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和五年十二月四日から令和六年一月四  
日まで。ただし、東京都の休日に関する  
条例（平成元年東京都条例第十号）に定  
める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。  
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

